

令和7年度 将来交通体系調査・検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度 将来交通体系調査・検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度 将来交通体系調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市では、平成18年に実施した「第4回道央都市圏パーソントリップ調査」の結果を、都市計画道路網の検討や、交通結節点の機能強化など、様々な交通施策に活用している。現在、前回調査から約20年が経過し、道路整備や市街地整備の進展、少子高齢化や生産年齢人口の減少の進行、新型コロナウイルス感染症による行動様式の変化やデジタル化の進展等により、本市の交通を取り巻く環境は大きく変化しているところ。

今後も、人々の移動や活動を把握し、札幌市の交通施策の検討を効果的に行っていくため、第5回道央都市圏パーソントリップ調査の実施に向けた検討を進めるとともに、公共交通機能や道路ネットワーク向上等に係る調査・検討を実施する必要がある。

以上を踏まえ、本業務は、道央都市圏都市交通調査の実施及び札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討等を行うことを目的とする。なお、業務にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 他業務との連携

第5回道央都市圏パーソントリップ調査における認知度向上、信頼性確保などのためのPRを行う「令和7年度 第5回道央都市圏パーソントリップ調査 PR 業務」（以下、「PR 業務」という。）を別途発注する予定であることから、広報に当たっては連携して実施すること。インセンティブ付与に関わる企画・提案については、PR 業務において別途実施予定である。なお、インセンティブ付与の実施にあたる経費は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を想定額とする。

4 業務の内容

(1) 第5回道央都市圏都市交通調査の実施

下記について実施・調査・整理すること。

ア 第5回道央都市圏パーソントリップ調査の実施

- ・ Web 調査システムの構築
- ・ 調査物件の作成、印刷、封入、発送及び回収
- ・ 付帯調査及び補完調査の実施
- ・ 調査に係る広報（インセンティブ付与等）
- ・ 調査結果の取りまとめ、データ集計、分析

イ 第5回調査の計画課題の整理

- ・ 道央都市圏各市町村が目指すまちづくりの方向性の整理
- ・ 道央都市圏の計画課題の解決に向けた提案

ウ 調査結果のアウトプットの役割と示し方の整理

- ・ 新たな都市交通のあり方検討に向けた視点整理
- ・ 調査データ活用に係る提案（オープンデータ化等）

エ ビッグデータの活用

- ・ 分析に必要なビッグデータの活用
- ・ 後年時に必要となり得るビッグデータについて解析目的と内容整理

オ 札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討

- ・現在の札幌市内における交通課題や将来の札幌市において想定される交通課題及びその対応策の概略的な検討など、発注者との協議・調整により、必要な調査・資料作成等を行う。

(2)意見交換会の開催・運営支援（全5回程度想定）

上記に関して、交通に関する専門的意見を伺うことや国の最新の動向を把握すること等を目的として、学識経験者や関係行政機関等で構成する意見交換会を開催することとし、会における議論内容の委託者への助言や進行等の運営支援、資料・議事録作成を行うこと。

資料作成にあたっては委託者と十分調整するとともに、必要に応じて受託者自ら調査やデータの収集を行うこと。また、議事録については、会議後速やかに提出すること。

なお、会場・備品使用料および委員への旅費、謝礼金の支払いは委託者が行うものとし、委託料に含まない。

(3)関係機関との協議資料等の作成

- (1)及び(2)についての関係機関等との協議資料の作成を行う。

(4)報告書作成

上記の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

(5)打合せ

打合せ協議を10回実施する。

(6)資料提供

過年度業務の成果及び札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月25日までとする。

6 業務提案の上限額

金174,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 判 1 ページまで
(2) 第 5 回道央都市圏都市交通調査の実施及び札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討	第 5 回道央都市圏都市交通調査の実施にあたり考慮すべきポイント	A4 判 2 ページまで
	札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討にあたり考慮すべきポイント	A4 判 2 ページまで
(3) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4 判 1 ページまで
(4) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4 判 1 ページまで
(5) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 判 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 6・7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定及び総合都市交通体系調査（PT 調査）に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

① 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(7)に係る業務の実績を記載

② 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4版とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】10部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和7年4月8日(火)15時必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年4月1日(火)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和7年度将来交通体系調査・検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- ① 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- ② 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が3者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- ③ 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

- ① 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- ② プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。
- ③ 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- ④ 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- ⑤ スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- ⑥ 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年4月10日(木)

二次審査 令和7年4月17日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とならない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)-1の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2)-1 第5回道央都市圏都市交通調査の実施	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか 提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	30
(2)-2 札幌市内の交通課題や対応策に係る調査・検討		20
(3) その他独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(4) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか	20
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は令和7年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和7年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

13 参考図書

- (1) 「札幌市総合交通計画 改定版」(令和2年3月)

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/index.html>

- (2) 「第4回道央都市圏パーソントリップ調査」

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/pt/>

その他参考図書については下記 14 の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp